

岩手県告示第 1148 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 16 条第 2 項の規定により、家畜人工授精に関する講習会（家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会）を次のとおり実施する。

平成 18 年 12 月 22 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 講習会の期間及び場所

(1) 期間 平成 19 年 2 月 5 日から同月 28 日まで

(2) 場所 岩手郡滝沢村滝沢字砂込 岩手県農業研究センター畜産研究所

2 対象家畜の種類 牛

3 講習人員 20 人

4 受講手続等

(1) 受講手続 受講希望者は、家畜人工授精に関する講習会等に関する規程（昭和 35 年岩手県告示第 328 号）第 6 条に規定する書類を平成 19 年 1 月 17 日までに最寄りの広域振興局等の農政部または農林部に提出すること。

(2) 受講者の決定 受講希望者について、所要の審査を行い、当該希望者に受講の諾否を通知する。

5 その他

本講習会は、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会について、家畜体内受精卵移植に関する講習会を部分的に開催するもので、牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者を対象とする。詳細については、最寄りの広域振興局等の農政部または農林部に問い合わせること。